

証券コード 4447
2019年12月11日

株主の皆さまへ

福岡市博多区東比恵三丁目3番24号
株式会社ピー・ビーシステムズ
代表取締役社長 富田和久**第23期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月25日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2019年12月26日（木曜日）午前10時
2. 開催場所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街5番3号
ホテルクリオコート博多 4階バロックA B
(末尾の会場ご案内図をご覧ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第23期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.pbsystems.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎決議通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載することによりご送付に代えさせていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社は、2019年9月12日に福岡証券取引所Q-Boardへ上場いたしました。

株式上場を果たすことができたことは、ステークホルダーの皆さまのご支援の賜物です。心から御礼申し上げますとともに、上場会社として相応しい体制整備を行い、更なる事業の成長を通して、ステークホルダーの皆さまのご期待に応えられるような企業となることを目指してまいります。

当事業年度におけるわが国経済は、全体として緩やかな回復基調で推移しました。雇用情勢や所得環境は改善が続きました。通商問題等の影響もあって輸出や生産には弱さが見られましたが、個人消費は持ち直し、企業収益は高い水準で底堅く推移しました。

当社の属する情報通信業界は、ソフトウェア投資の拡大局面が継続するなど良好な事業環境が続きました。とりわけ、2020年1月に迫るWindows 7 / Windows Server 2008 サポート終了に伴うクラウド化・仮想デスクトップの導入需要、全国的な人手不足や政府が推進する働き方改革に対処する業務効率化のシステム需要、巧妙化するサイバーセキュリティリスクへの対応需要などが企業のIT投資需要を加速したことに加えて、消費税増税と軽減税率制度の実施もシステム需要を押し上げました。

このような環境の下、当社は主力事業であるセキュアクラウドシステム事業の収益性拡大と顧客満足の向上を図るため、大口パートナーとの関係強化と中堅企業顧客の開拓に努めるとともに、エモショナルシステム事業の再構築に向け4D王販売の強化、代理店ネットワークの増強に注力しました。

その結果、当事業年度における売上高は1,778,068千円(前事業年度比19.7%増)、営業利益は154,219千円(前事業年度比534.2%増)、経常利益は126,933千円(前事業年度比781.7%増)、当期純利益は134,945千円(前事業年度は87,318千円の当期純損失)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

#### (セキュアクラウドシステム事業)

セキュアクラウドシステム事業は企業の旺盛なIT投資需要を背景に順調に推移しました。中でもプラットフォーム分野は技術者の強化・育成を図り大口パートナーとの関係強化に努めたことによりCitrix製品販売が大幅増となったほか、中堅企業の旺盛なクラウド基盤刷新需要へのキャッチアップによって中堅企業顧客数を拡大しました。

これらの結果、セキュアクラウドシステム事業の売上高は、1,650,545千円(前事業年度比12.6%増)、営業利益は358,435千円(前事業年度比18.2%増)となりました。

#### (エモーショナルシステム事業)

エモーショナルシステム事業は中心戦略製品である4D王の新規販売が好転しました。既存顧客のリプレース販売も計画どおりに進捗しました。前年2018年7月15日に、福岡市科学館の「クリエイティブスペースプロデュースコンテスト」で大賞を受賞したことを契機に、全国の博物館・科学館などの文化施設を新たな市場と位置づけて営業力強化を図り、代理店ネットワークの強化に注力しました。

これらの結果、エモーショナルシステム事業の売上高は、127,522千円(前事業年度比552.4%増)、営業損失は1,195千円(前事業年度は営業損失122,699千円)となりました。

なお、全社営業利益は、各セグメントの営業損益の合計から、報告セグメントに分配していない全社費用203,020千円を差し引いた数値となっています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

- ② 設備投資の状況  
当事業年度における重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況  
当社は、2019年9月11日に公募増資による150,000株の新株式発行により190,440千円の資金を調達しております。また、所要資金として、金融機関より長期借入金として100,000千円の調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

**(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況**

| 区 分                                                  | 年 度        | 第20期<br>(2016年9月期) | 第21期<br>(2017年9月期) | 第22期<br>(2018年9月期) | 第23期<br>(当事業年度)<br>(2019年9月期) |
|------------------------------------------------------|------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
|                                                      | 売 上 高 (千円) |                    | 1,323,399          | 1,591,790          | 1,485,725                     |
| 経 常 利 益 (千円)                                         |            | 26,716             | 89,385             | 14,396             | 126,933                       |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円)                  |            | 47,992             | 91,245             | △87,318            | 134,945                       |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円) |            | 10,036.09          | 78.71              | △75.33             | 115.59                        |
| 総 資 産 (千円)                                           |            | 661,439            | 705,826            | 848,878            | 1,023,698                     |
| 純 資 産 (千円)                                           |            | 32,728             | 123,973            | 36,655             | 362,040                       |

(注) 当社は、2017年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。2017年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
  
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 優秀な人材の確保

今後暫くは、企業や自治体システムのクラウド化の進展は拡大の一途と予想され、単純なクラウド化から、より複雑で難易度の高い技術が求められています。また、国策としての働き方改革実現のポイントはクラウド技術の活用であり、それらの動きも相まって、クラウド化に対する長年の経験と高い知見を持つ当社のセキュアクラウドシステム事業への期待はますます高まるものと考えられます。その旺盛な企業ニーズに対応するためには優秀な技術者と営業担当者が必要であり、教育投資と並行した人材確保が鍵となりますので、中途採用、新卒採用に関わらず、積極的な人材獲得活動を行い、当社で育成していく方針として、優秀な人材の確保に努めてまいります。

##### ② 企業の基幹システムのクラウド化に係る障害対応技術への取り組み

企業の基幹システムのクラウド化に伴う最も重大なリスクは、通信回線障害時にすべてのシステムが利用不可能となってしまうことです。また、パブリッククラウド業者を利用した場合は、業者が保有する機器障害等によって、ユーザーは利用不可能となります。それを回避するためには、オン・プレミス（自社構内設置）とクラウドをハイブリッドで利用可能なシステム構成が必要とされます。そのため、当社は、最小のコストでこの構成を構築するための技術要素を幅広く検証し、ノウハウの習得に努めてまいります。

##### ③ サブスクリプション型（月額徴収型）サービス普及への対処

当社は、プライベートクラウド構築を得意とする会社ではありますが、現在拡大傾向にあるサブスクリプション型（月額徴収型）サービスを利用したシステム構築についても、顧客のニーズに合わせて採用できる体制を整えてまいります。

##### ④ 優良顧客の獲得のための営業力の強化

自社システムの進展に応じた様々なご相談を当社に継続して行っていただけるロイヤルカスタマーの数を増加させることが、当社の安定的成長に欠かせない経営課題であるため、ロイヤルカスタマー増加に対する営業力の強化に努めてまいります。

##### ⑤ 4D王の新分野への展開

エモーショナルシステム事業においては、2018年9月期から事業の見直しを行っており、再構築の途上にあるものの、営業損益において赤字が継続している状態であることから、早期の

黒字化（遅くても2021年9月期まで）を目標としています。その実現のため、遊園地系以外の分野への特殊3D映像によるVRメディアとしての市場を開拓し、科学館、博物館、防災施設、観光施設、シネコン、製造業の工場見学ルート、あるいは海外への展開を担う、分野別の販売代理店の確保及び育成に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2019年9月30日現在）

当社の主な事業は、セキュアクラウドシステム事業とエモーショナルシステム事業であります。

##### [セキュアクラウドシステム事業]

セキュアクラウドシステム事業は、企業システムのプライベートクラウド化や強固なセキュリティ環境を整備するインフラ構築、販売管理や顧客管理といった企業、団体向けのシステム開発、生産管理システムや仮想化環境に特化した自社プロダクト販売を行っております。

##### [エモーショナルシステム事業]

エモーショナルシステム事業は、テーマパーク等のレジャー産業や博物館などの文化施設を中心とした顧客向けに、空間を仮想化するための特殊な映像技術を用いた、4D王というVRシアターの技術開発及び設備製造販売を行っております。

#### (6) 主要な事業所及び工場（2019年9月30日現在）

| 事業所名 | 所在地               |
|------|-------------------|
| 本社   | 福岡市博多区東比恵三丁目3番24号 |

### (7) 従業員の状況 (2019年9月30日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 48名  | 一名        | 45.6歳 | 8年6ヶ月  |

| セグメントの名称       | 従業員数 (人) |
|----------------|----------|
| セキュアクラウドシステム事業 | 34       |
| エモーショナルシステム事業  | 4        |
| 報告セグメント計       | 38       |
| 全社 (共通)        | 10       |
| 合計             | 48       |

(注) 1. 従業員数は、執行役員及び契約社員を含んでおります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (8) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

| 借入先          | 借入残高      |
|--------------|-----------|
| 株式会社福岡銀行     | 118,534千円 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 81,652千円  |
| 株式会社宮崎太陽銀行   | 35,890千円  |

### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2019年9月30日現在)

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 4,636,800株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 1,309,200株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 1,017名     |
| (4) 上位10名の株主   |            |

| 株 主 名                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------|----------|---------|
| 富 田 和 久                  | 111,000株 | 8.48%   |
| 森 崎 高 広                  | 62,000株  | 4.74%   |
| 彌 永 玲 子                  | 55,000株  | 4.20%   |
| 加 賀 電 子 株 式 会 社          | 54,000株  | 4.13%   |
| 株 式 会 社 ユ ニ リ タ          | 50,000株  | 3.82%   |
| 日 本 ア ジ ア 投 資 株 式 会 社    | 48,000株  | 3.67%   |
| 山 代 ガ ス 株 式 会 社          | 48,000株  | 3.67%   |
| 株 式 会 社 ゼ ネ ラ ル ア サ ヒ    | 42,000株  | 3.21%   |
| イ メ ー ジ 情 報 開 発 株 式 会 社  | 40,000株  | 3.06%   |
| K & P パートナーズ1号投資事業有限責任組合 | 38,000株  | 2.90%   |

(注) 2019年9月11日を払込期日とする公募による募集株式の発行により、発行済株式総数は150,000株増加しております。

## 3. 新株予約権等の状況

### 当事業年度末日における新株予約権等の状況

第1回新株予約権 (2002年9月26日臨時株主総会決議)

- ・新株予約権の数 497個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 99,400株  
(新株予約権1個につき200株)
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 150円
- ・新株予約権の行使期間 2003年4月1日から2021年9月30日まで

- ・新株予約権の行使条件
  - 1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）のうち当社の取締役又は従業員である者は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であること。
  - 2) 権利行使期間中に新株予約権者が死亡した場合は、法定相続人1人に限り権利を承継することができます。ただし、再承継はできません。
  - 3) 1個の本新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできません。

第4回新株予約権（2016年12月27日定時株主総会決議及び2017年1月13日取締役会決議）

- ・発行した新株予約権の数 914個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 182,800株  
(新株予約権1個につき200株)
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 504円
- ・新株予約権の行使期間 2019年1月14日から2026年12月27日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - 1) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
  - 2) 1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
  - 3) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとします。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- ・当事業年度末日における当社役員の保有状況

|               | 名 称      | 個 数  | 保 有 者 数 |
|---------------|----------|------|---------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 第1回新株予約権 | 335個 | 1名      |
| 取締役（社外取締役を除く） | 第4回新株予約権 | 814個 | 3名      |

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年9月30日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                          |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 富 田 和 久 |                                                                  |
| 取 締 役     | 森 崎 高 広 | 製造本部長                                                            |
| 取 締 役     | 彌 永 玲 子 | 管理本部長                                                            |
| 取 締 役     | 枇杷木 秀 範 | 株式会社アズコミュニケーションズ 社外監査役                                           |
| 取 締 役     | 工 藤 広 太 | 株式会社企業経営サポート宮崎 代表取締役                                             |
| 常 勤 監 査 役 | 村 本 充   |                                                                  |
| 監 査 役     | 大 原 和 司 | 株式会社フィールド・アセットマネジメント 代表取締役<br>株式会社長寿と健康の社 代表取締役<br>株式会社アビタシオン 会長 |
| 監 査 役     | 八 尋 光 良 | 八尋光良法律事務所 代表<br>株式会社アビタシオン 監査役                                   |
| 監 査 役     | 池 田 登   | エコマルシェオニヅカ株式会社 社外取締役                                             |

- (注) 1. 取締役枇杷木秀範氏及び工藤広太氏は、社外取締役であります。
2. 監査役村本充氏、大原和司氏、八尋光良氏及び池田登氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役村本充氏及び監査役池田登氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、業務執行体制を強化し、より機動的かつ効率的な業務運営を行うため、執行役員制度を導入しております。2019年9月30日現在執行役員の役職名、氏名及び区分は次のとおりです。

| 役 職 名               | 氏 名     |
|---------------------|---------|
| 執行役員 製造本部D1担当       | 新 開 誠 治 |
| 執行役員 営業本部長          | 吉 富 裕 之 |
| 執行役員 エモーショナルシステム本部長 | 西 山 敬 二 |
| 執行役員 製造本部副本部長       | 福 田 聡   |
| 執行役員 経営企画部長         | 松 下 幸 史 |

## (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

前事業年度に係る定時株主総会終結後、当事業年度中における役員の異動は、次のとおりです。

### ① 新任役員

| 地 位   | 氏 名   | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-------|-------|-------------------------|
| 監 査 役 | 池 田 登 | エコマルシェオニヅカ株式会社 社外取締役    |

### ② 退任役員

| 退 任 日      | 氏 名     | 退 任 事 由 | 退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                 |
|------------|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 2019年1月31日 | 蔵 淵 仁 司 | 辞任      | 社外取締役<br>蔵淵公認会計士事務所代表<br>税理士法人あさがお代表社員<br>株式会社OKINAWA J-Adviser取締役<br>日本乾溜工業株式会社社外監査役 |

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分         | 支 給 人 員 (名) | 支 給 額 (千円)        |
|-------------|-------------|-------------------|
| 取 (うち社外取締役) | 6<br>(3)    | 66,030<br>(3,180) |
| 監 (うち社外監査役) | 4<br>(4)    | 5,138<br>(5,138)  |
| 合 計         | 10          | 71,168            |

(注) 1. 株主総会の決議（1997年2月6日の創立総会）による取締役報酬の限度額は100,000千円、監査役報酬の限度額は50,000千円であります。

2. 上記の取締役の人数及び報酬等の額には、2019年1月31日で退任した社外取締役1名及びその支給額を含んでおります。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 社外役員の重要な兼職等の状況

| 区分  | 氏名      | 兼職先                   | 兼職の内容 | 関係   |
|-----|---------|-----------------------|-------|------|
| 取締役 | 枇杷木 秀 範 | 株式会社アズコミュニケーションズ      | 社外監査役 | 特になし |
| 取締役 | 工 藤 広 太 | 株式会社企業経営サポート宮崎        | 代表取締役 | 特になし |
| 取締役 | 蔵 淵 仁 司 | 蔵淵公認会計士事務所            | 代表    | 特になし |
|     |         | 税理士法人あさがお             | 代表社員  | 特になし |
|     |         | 株式会社OKINAWA J-Adviser | 取締役   | 特になし |
|     |         | 日本乾溜工業株式会社            | 社外監査役 | 特になし |
| 監査役 | 大 原 和 司 | 株式会社フィールドアセットマネジメント   | 代表取締役 | 特になし |
|     |         | 株式会社長寿と健康の杜           | 代表取締役 | 特になし |
|     |         | 株式会社アビタシオン            | 会長    | 取引先  |
| 監査役 | 八 尋 光 良 | 八尋光良法律事務所             | 代表    | 取引先  |
|     |         | 株式会社アビタシオン            | 監査役   | 取引先  |
| 監査役 | 池 田 登   | エコマルシェオニヅカ株式会社        | 社外取締役 | 特になし |

## ② 社外役員的主要活動状況

| 区分  | 氏名      | 主要活動状況                                                                                                |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 枇杷木 秀 範 | 当事業年度に開催した取締役会19回の全てに出席し、必要に応じ、主に豊富な企業経営の経験に基づく観点から、経営判断の妥当性について発言しております。                             |
| 取締役 | 工 藤 広 太 | 当事業年度に開催した取締役会19回の全てに出席し、必要に応じ、金融機関グループ企業における経営者としての経験に基づく観点から、経営判断の妥当性について発言しております。                  |
| 取締役 | 蔵 淵 仁 司 | 2019年1月31日辞任までの当事業年度に開催した取締役会5回中4回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から、経営判断の妥当性について発言しております。                   |
| 監査役 | 村 本 充   | 当事業年度に開催した取締役会19回及び監査役会17回の全てに出席し、必要に応じ、金融機関グループ企業他複数の事業会社における経営者としての経験に基づく観点から、経営判断の妥当性について発言しております。 |
| 監査役 | 大 原 和 司 | 当事業年度に開催した取締役会19回及び監査役会17回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営者としての経営管理の業務知識・経験に基づく観点から、経営判断の妥当性について発言しております。           |
| 監査役 | 八 尋 光 良 | 当事業年度に開催した取締役会19回及び監査役会17回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての長年の経験と専門的見地から、当社経営の適法性・妥当性について発言しております。                |
| 監査役 | 池 田 登   | 社外監査役就任後に開催した取締役会9回及び監査役会6回の全てに出席し、必要に応じ、長年の金融機関業務や複数の事業会社での業務知識・経験に基づく観点から、経営判断の妥当性について発言しております。     |

## ③ 会社役員責任限定契約の概要

当社は、社外取締役3名及び監査役4名との間でそれぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称 海南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額         | 11,400千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額       | 1,000千円  |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,400千円 |

(注)当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額などを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、監査業務に係る報酬等の額についてはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

(内部統制システムの整備に関する基本方針)

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、「株式会社ピー・ビーシステムズ 企業倫理綱領」を制定し、代表取締役社長が中心となってその精神を役職員に周知する。会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努める。

また、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監査の方針に基づいて監査するとともに、定期的に検証を行うことで、課題の早期発見と是正に努めることとする。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）を行い、経営判断等のもととなった関連資料とともに保存する。文書管理においては、主管部門を設置し、管理対象文書をその保管場所、保存期間及び管理方法等を定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 主管部門及び文書保管部門は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的に改善を行う。

(4) 内部監査部門は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関して監査を行う。主管部門及び被監査部門は、是正又は改善の必要がある場合には、その対策を講ずる。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、代表取締役社長が任命した内部監査担当者が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(2) 重大なリスクに対してしかるべき予防措置をとることとし、緊急時の対策等をマニュアル等に定め、リスク発生時には、これに基づき対応を行う。

- (3) 取締役会は、必要に応じて外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- (3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確化するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (4) 内部監査部門は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときは、速やかに措置を講ずる。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役による監査が実効的に行われることを確保するために、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、必要と認める人員を補助すべき使用人として指名する。
6. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人とし、その任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役の事前の同意を必要とする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- (2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する。

(3) 上記(1)から(2)の監査役への報告を行った者に対して、これを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換の他、意思の疎通を図るものとする。
- (2) 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- (3) 監査役は必要に応じて、独自に外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）を活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

10. 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 財務報告に関して虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- (3) 内部監査部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会又は経営会議に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げる方針及び手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- (5) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

## 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の取引を許容しない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、社会的正義を实践すべく、毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方として、以下の体制を整備する。

- (1) 反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応並びに役職員への教育については、総務部を統括部門とする。
- (2) 総務部は、随時関係行政機関や弁護士に相談を行い、助言、指導等を受けることとする。
- (3) 各業務執行部門は、取引先に対する反社会的勢力に関する調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努める。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の業務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が19回に出席いたしました。その他、監査役会は17回、コンプライアンス委員会は10回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び経営企画部、監査法人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 経営企画部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、支配に関する基本方針は、特に定めておりません。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	920,812	流 動 負 債	485,020
現金及び預金	497,350	買掛金	226,196
受取手形	1,933	1年内返済予定の長期借入金	75,192
電子記録債権	6,674	未払金	53,516
売掛金	318,614	未払費用	41,878
商品及び製品	59,151	未払法人税等	20,279
仕掛品	31,310	未払消費税等	10,702
原材料及び貯蔵品	235	前受金	51,197
前渡金	177	預り金	6,058
未収入金	1,081	固 定 負 債	176,636
前払費用	4,280	長期借入金	175,872
その他	2	長期前受金	764
固 定 資 産	102,885	負 債 合 計	661,657
有 形 固 定 資 産	13,514	純 資 産 の 部	
建築物	708	株 主 資 本	362,040
構築物	498	資本金	194,220
工具、器具及び備品	12,307	資本剰余金	194,220
無 形 固 定 資 産	33,173	資本準備金	194,220
特許権仮勘定	1,176	利 益 剰 余 金	△26,399
ソフトウェア	31,831	利益準備金	165
電話加入権	164	その他利益剰余金	△26,564
投資その他の資産	56,197	繰越利益剰余金	△26,564
出資金	30	純 資 産 合 計	362,040
敷金	1,065	負 債 純 資 産 合 計	1,023,698
差入保証金	1,019		
長期前払費用	39		
繰延税金資産	45,043		
資 産 合 計	1,023,698		

損益計算書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
製 商 品 売 上 高	1,240,198	
サ ー ビ ス 売 上 高	537,869	1,778,068
売 上 原 価		
製 商 品 売 上 原 価	962,177	
サ ー ビ ス 売 上 原 価	259,957	1,222,135
売 上 総 利 益		555,932
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		401,713
営 業 利 益		154,219
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
助 成 金 収 入	1,080	
雑 収 入	466	1,562
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,711	
期 限 前 弁 済 手 数 料	3,049	
上 場 関 連 費 用	17,099	
保 証 料	1,507	
為 替 差 損	480	28,848
経 常 利 益		126,933
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		162
税 引 前 当 期 純 利 益		126,771
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,234	
法 人 税 等 調 整 額	△22,408	△8,174
当 期 純 利 益		134,945

株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	その 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
				繰 越 剰 余 金	繰 越 剰 余 金			
当期首残高	99,000	99,000	99,000	165	△161,509	△161,344	36,655	36,655
当期変動額								
新株の発行	95,220	95,220	95,220				190,440	190,440
当期純利益					134,945	134,945	134,945	134,945
当期変動額合計	95,220	95,220	95,220	-	134,945	134,945	325,385	325,385
当期末残高	194,220	194,220	194,220	165	△26,564	△26,399	362,040	362,040

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|----------------------|---|----|-----|-----|-----|---------|-----|--|--|-------------------|-----------|--------|-----|
| 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 商品及び製品、仕掛品、原材料 | … 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 | | | | | | | | | | | | |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | 有形固定資産

無形固定資産 | <p>… 主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> <td>定額法</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10年～20年</td> <td>定率法</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2016年3月31日以前取得分)</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>4年～15年</td> <td>定率法</td> </tr> </table> <p>… ①市場販売目的のソフトウェア
見込販売可能期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額により償却しています。</p> <p>②自社利用目的のソフトウェア
社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法を採用しています。</p> | 建物 | 15年 | 定額法 | 構築物 | 10年～20年 | 定率法 | | | (2016年3月31日以前取得分) | 工具、器具及び備品 | 4年～15年 | 定率法 |
| 建物 | 15年 | 定額法 | | | | | | | | | | | | |
| 構築物 | 10年～20年 | 定率法 | | | | | | | | | | | | |
| | | (2016年3月31日以前取得分) | | | | | | | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 4年～15年 | 定率法 | | | | | | | | | | | | |
| 3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 | … 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。 | | | | | | | | | | | | |

II. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 27,763千円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	摘 要
普通株式	1,159,200	150,000	—	1,309,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

（注）2019年8月8日開催の当社取締役会決議により、2019年9月11日に150,000株の新規発行を行っております。

2. 新株予約権に関する事項

	目的となる新株 予約権の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 高 残 （千円）	摘 要
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末		
第1回新株予約権	普通株式	99,400	—	—	99,400	—	
第4回新株予約権	普通株式	182,800	—	—	182,800	—	

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年9月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	28,801千円
商品評価損	12,358
減価償却超過額	5,166
未払賞与	9,537
敷金償却	924
減損損失	20,793
事業税等	999
繰延税金資産小計	78,581
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金額	△9,105
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額	△24,432
評価性引当金	△33,538
繰延税金資産合計	45,043
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産純額	45,043

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、1年内返済予定の長期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金のための資金調達であります。これらは、返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門における債権管理責任者が取引先の状況をモニタリングし、取引先別に債権残高、回収期日を管理するとともに、経営状況の異常等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業債務の一部には、外貨建取引のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、一定額以上の取引に関しては為替予約等を行う方針であります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部門からの報告に基づき担当部署が随時、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	497,350	497,350	—
(2) 受取手形	1,933	1,933	—
(3) 電子記録債権	6,674	6,674	—
(4) 売掛金	318,614	318,614	—
資産計	824,573	824,573	—
(1) 買掛金	226,196	226,196	—
(2) 未払金	53,516	53,516	—
(3) 未払費用	41,878	41,878	—
(4) 未払消費税	10,702	10,702	—
(5) 未払法人税等	20,279	20,279	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	75,192	75,192	—
(7) 長期借入金	175,872	176,376	504
負債計	603,636	604,141	504

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税、(5) 未払法人税等、(6) 1年内返済予定の長期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

当社は、銀行借入に対して代表取締役社長富田和久より債務保証を受けておりましたが、2019年5月30日をもって解消しております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	276円54銭
1株当たり当期純利益	115円59銭

X. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当増資)

当社は、2019年9月12日付で福岡証券取引所Q-Boardに上場いたしました。当社は上場にあたり、2019年8月8日及び2019年8月22日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2019年10月16日に払込が完了しました。

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式 30,000株
(2) 割当価格	1株につき 1,269.60円
(3) 割当先	エイチ・エス証券株式会社
(4) 払込金額	1株につき 1,088円 この金額は会社法上の払込金額であり、2019年8月22日開催の取締役会において決定された金額であります。
(5) 資本組入額	1株につき 634.80円
(6) 割当価格の総額	38,088千円
(7) 払込金額の総額	32,640千円 会社法上の払込金額の総額であります。
(8) 資本組入額の総額	19,044千円
(9) 払込期日	2019年10月16日
(10) 資金の用途	以下の用途に充当する予定であります。 ①事業拡大に係る採用費及び人件費 ②社内のサーバ・ストレージ及びネットワーク機器並びにソフトウェア等購入費 ③長期借入金の返済 なお、上記用途以外の残額については、将来における当社の成長に資するための設備投資及び人件費の増加分等に充当する方針ではありますが、当該内容等について具体的に決定している事項はありません。

XI. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

株式会社ピー・ビーシステムズ
取締役会 御中

海南監査法人

指 定 社 員	公認会計士	仁戸田	学	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				
指 定 社 員	公認会計士	秋 葉	陽	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピー・ビーシステムズの2018年10月1日から2019年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2019年8月8日及び2019年8月22日開催の取締役会において第三者割当増資を決議し、2019年10月16日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

事業報告に記載されているとおり、会社は上場にあたり、2019年8月8日及び2019年8月22日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売り出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式（普通株式 30,000株）の発行を決議し、2019年10月16日に払い込みが完了しております。

2019年11月27日

株式会社ピー・ビーシステムズ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	村	本	充	Ⓜ
監査役（社外監査役）	大	原	和	司
監査役（社外監査役）	八	尋	光	良
監査役（社外監査役）	池	田	登	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	富田和久 (1963年7月17日)	1986年4月 野村コンピュータシステム株式会社（現株式会社野村総合研究所）入社 1992年1月 株式会社シティアスコム入社 1997年2月 当社代表取締役社長（現任）	141,000株
2	もり森 崎高 ひろ (1968年1月2日)	1990年4月 株式会社日立製作所入社 1995年2月 株式会社シティアスコム入社 1997年7月 当社取締役 2005年12月 当社取締役退任 2006年1月 当社執行役員経営企画部長 2011年11月 当社取締役経営企画部長 2015年10月 当社取締役製造本部長（現任）	62,000株
3	いよ彌 なが 玲 子 (1969年8月15日)	1992年4月 株式会社オービック入社 2001年1月 当社入社 2003年10月 当社経理部長 2006年1月 当社執行役員管理本部長兼経理部長 2007年12月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2018年10月 当社取締役管理本部長（現任）	55,000株
4	※よし吉 富 裕 之 (1971年2月24日)	1998年4月 株式会社ジャスティス入社 2003年10月 当社入社 2004年4月 当社営業本部営業部長 2004年10月 当社製造本部製造部長 2007年12月 当社執行役員製造本部基盤部長 2008年10月 当社執行役員基盤本部長 2015年10月 当社執行役員営業本部長（現任）	3,400株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	枇杷木 秀範 (1950年11月18日)	1974年 4月 三洋証券株式会社入社 1999年 10月 三洋信販株式会社常務執行役員 2001年 7月 株式会社エージーカード 顧問 2003年 5月 株式会社昴 専務取締役 2007年 3月 株式会社インベスト 取締役 2008年 3月 株式会社グランディーズ 取締役管理 部門担当 2012年 3月 同社 常務取締役管理部門担当 2017年 10月 当社社外取締役(現任) 2017年 11月 株式会社アズコミュニケーションズ 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アズコミュニケーションズ社外監査役	—
6	工藤 広太 (1958年 2月20日)	1983年 4月 株式会社宮崎太陽銀行入行 2014年 6月 株式会社宮崎太陽キャピタル代表取締 役 2017年 4月 株式会社企業経営サポート宮崎 代表取締役(現任) 2017年 10月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社企業経営サポート宮崎代表取締役	—

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 枇杷木秀範氏及び工藤広太氏は、社外取締役候補者であります。

4. (1) 枇杷木秀範氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は株式会社グランディーズをはじめとする複数の事業会社において取締役を歴任し、その豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

(2) 工藤広太氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は株式会社宮崎太陽キャピタルにおいて代表取締役をつとめられ、その豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

5. 枇杷木秀範氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年3ヶ月となります。

6. 工藤広太氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年3ヶ月となります。
7. 当社は、枇杷木秀範氏及び工藤広太氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、枇杷木秀範氏及び工藤広太氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、枇杷木秀範氏及び工藤広太氏を福岡証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

現任監査役4名のうち、村本充氏及び八尋光良氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
八尋光良 (1973年11月22日)	2001年10月 弁護士登録 岩崎・多川法律事務所入所 2006年4月 八尋光良法律事務所開設 代表(現任) 2008年5月 当社社外監査役(現任) 2012年5月 株式会社アビタシオン社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 八尋光良法律事務所代表 株式会社アビタシオン社外監査役	—

(注) 1. 当社は、八尋光良氏が代表を務める八尋光良法律事務所との間に顧問契約を締結しております。

2. 八尋光良氏は、社外監査役候補であります。

3. 八尋光良氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していたことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 八尋光良氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年7ヶ月となります。

5. 当社は、八尋光良氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、八尋光良氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、八尋光良氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルクリオコート博多 4階バロックA B
福岡県福岡市博多区博多駅中央街5番3号 TEL 092-472-1111



<交通手段>

J R 鹿児島本線 博多駅 筑紫口（新幹線出口）から徒歩 1 分
福岡市地下鉄空港線 博多駅 東 5 番出入口上

<お知らせ>

- ・株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様一人につき1つとさせていただきます。
- ・受付開始は午前9時30分を予定しております。